

## 医療情報取得加算について

当院ではマイナンバーカード等を利用したオンライン資格確認システムを運用しているため、令和6年6月より医療情報取得加算を算定することとなりました。

国が定めた診療報酬算定要件にしたがい、令和6年6月1日より下表の通り診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用	点数
初診 (月に1回)	しない(※)	3点
	する	1点
再診 (3月に1回)	しない(※)	2点
	する	1点

(※) マイナ保険証を利用する場合でも医療情報取得に同意しない場合を含みます。

上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、上記診療報酬点数が1点となります。

当院では診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供につとめています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いいたします。

令和6年6月

こやの整形外科内科